

4 警察署協議会・苦情申出制度

■ 警察署協議会

平成13年6月1日、警察署の業務運営に民意を反映させるため、県内の全警察署で警察署協議会が発足しました。警察署協議会は、警察署の業務運営について住民の方々の意見を聴くとともに、警察署の業務運営について説明し、その理解と協力を求める場です。

発足から18年目を迎えた令和元年6月1日には、県下で151人（うち女性62人）の方々が長崎県公安委員会から警察署協議会委員として委嘱されています。令和2年中は、各警察署協議会で定例会議を行うとともに、島原地区及び県北地区でブロック会議を開催し、地域の安全に関する諸問題について協議しました。

委員からは、警察業務の運営に反映させるための各種意見・要望等を提出いただくとともに、安全運転サポート車の試乗体験、新型コロナウイルス対策用の感染防護服の紹介、不審者対応訓練などを通じて、警察業務への理解を深めていただいています。



【安全運転サポート車試乗体験】



【感染防護服の紹介】



【不審者対応訓練】

■ 苦情申出制度

● 苦情申出制度の概要

警察職員の職務執行について苦情がある人は、公安委員会に対して、文書で苦情の申出をすることができます。

この制度における苦情とは、

- ◆ 警察職員が、職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
 - ◆ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満
- をいいます。

しかし、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものや、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言等は、苦情の対象とはなりません。

● 苦情申出の方法

苦情申出をしようとする人は、次の事項を記載した文書により苦情を申し出ることができます。

- ◆ 申出者の氏名、住所及び電話番号
- ◆ 申出者が住所以外の連絡先への処理結果の通知を求める場合には、その連絡先の名称、住所及び電話番号
- ◆ 苦情申出の原因となる職務執行の日時・場所、警察職員の執務の態様その他事案の概要
- ◆ 苦情申出の原因となる職務執行により、申出者が受けた具体的な不利益の内容又はその職務執行に係る警察職員の執務に対する不満の内容

● 苦情申出の提出先

苦情申出は、長崎県公安委員会、警察本部又は最寄りの警察署で受け付けています。